

# 基本計画・都市マスタープラン

## - 1 めざすまちの姿

新基本構想では、3つの基本理念を踏まえ、概ね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

### 『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

#### 【提案の考え方】

基本理念の一つは<区民が主役の自治をつくります>となっています。また、区民会議の提言書を底流するキーワードは「わたしたちの新宿の未来は、わたしたちで創りたい!」です。

そうした、「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげていきたい」という区民の熱い思いと行動力を、ここでは、『新宿力』として表しました。

新宿の特長は、自然や風土の歴史性、伝統と先端の混在する豊かな文化性、多くの要素を受容する多様性です。そうした新宿のもつ都市としての懐の深さ・ゆたかさ・潜在力を背景とした、区民と地域の自治をめざす力が『新宿力』です。

この『新宿力』を原動力として、わたしたち新宿区民は、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」や活力がみなぎる新宿区を創造していきます。また、同時にわたしたちは、新宿区に住み、暮らす生活者として、これからは都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が調和したまち・新宿、そうした新宿の未来を、わたしたち新宿区民はまちづくりの主役として創造していきます。

## - 1 - 2 地区の将来像

- ・特別出張所の地区を基本として10の地区に分け、地区の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを進める。

### 1 四谷地区の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

### 2 ． 笹筥地区の将来像

坂と水 歴史を綴る 粋なまち 笹筥

### 3 ． 榎地区の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち、早稲田

### 4 ． 若松地区の将来像

だれにもやさしい元気のあるまち

### 5 ． 大久保地区の将来像

つつじのさと 大久保 ～人にやさしい多文化共生のまち～

### 6 ． 戸塚地区の将来像

心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち

### 7 ． 落合第一地区の将来像

ともにつくるみどり豊かで安心なまち

### 8 ． 落合第二地区の将来像

住みつづけられるみどり豊かなまち、落合

### 9 ． 柏木地区の将来像

～輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、

安らぎの暮らし～ 住みたくなるまち「柏木」

### 10 ． 新宿駅周辺地区の将来像

人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環（わ）のまち

## - 2 都市構造等

### - 2 - 1 都市構造

#### 1 . これからのまちづくり

##### (1)まちづくりの視点

###### 人口や家族構成の変化に対応した住み続けられるまちづくり

- ・人口や家族構成の変化に対応し、人々が住み続けられ、子どもたちの笑顔が見られるまちづくりが必要である。

###### 区民が安全に安心して暮らせるまちづくり

- ・減災への取り組みと災害に強いまちづくりが重要である。また、防犯にも留意して、区民が安全に安心して暮らせるまちづくりが必要である。

###### 地区の個性を育て創り上げていくまちづくり

- ・新宿は多様な顔と特色を持つまちである。それぞれの地区の持つ個性や特色を活かし、区民が地区に愛着と誇りを持てるまちづくりが必要である。

###### 歴史や文化、景観を次世代に継承していくまちづくり

- ・人々が築き上げてきた生活、歴史、文化が、その地域特有の環境や景観を形成している。これらを「まちの記憶」として活かし、次世代に継承していくまちづくりが必要である。

###### 環境に配慮したみどり豊かなまちづくり

- ・みどりの保全と創出、ヒートアイランド現象の緩和や環境負荷の軽減に取り組むまちづくりが必要である。

###### 多様な創造型産業を育てるまちづくり

- ・区内の産業が時代の流れに対応するとともにさらに発展し、新たな創造型の産業として育つことができるゆりかごとしていくまちづくりが必要である。

###### 区民、大学、NPO等と協働して進めるまちづくり

- ・区民を主役として、NPOや企業・大学等、様々な主体と行政が協働していくまちづくりが必要である。

##### (2)まちづくりの方向

新宿の将来像として、 **めざすまちの姿** は、基本構想（案）において、次のとおり示されている。

### 『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

この **めざすまちの姿** を実現するために、都市マスタープランにおいては、まちづくりの方向として、

**暮らしとにぎわいの交流創造都市** を、具体の都市像として描き、

多くの人を受け入れる懐が深く、人々が住み続けられ、日々の暮らしが安心して営まれる、質の高い成熟したまち **誰もが活躍でき、常に新しい出来事を発信し、世界に直結する文化や産業が生まれる、都市としての魅力をもったまち** を実現していく。

そのために、暮らしと賑わいが調和し、住む人や訪れる人々が心地よく感じることができる快適で潤いのあるまちづくり、新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくようなまちづくりを進めていく。

## 2. 都市構造

### (1) 都市構造の考え方

#### 新宿区に蓄積されてきた多様性を活かしていく

ア)新宿駅周辺を、国際的な賑わい交流を創造する中心とする。

業務商業の機能に加えて緑豊かで快適なアメニティの中心として位置づけ、世界に情報発信する多様な機能を持ち、歩いて楽しい環境を備えた21世紀を先導する創造のまちとしていく。

イ)四谷、神楽坂、高田馬場の駅周辺業務商業地を、賑わい交流の中心として育てる。

地区の個性を活かし、賑わい交流の中心として、魅力ある質の高いまちに育てていく。

ウ)東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びつける。

これまで新宿通りを中心に東西方向に形成されてきた賑わいの軸に、地下鉄13号線の開通を契機として南北方向である明治通りを加え、東西南北の方向に広がりのある多面的なまちづくりを進めていく。

#### まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

ア)まちの資源を活かし、地区の個性を創る。

地形や自然環境、まちを形成してきた歴史や文化を見直し、地区の個性あるまちづくりに活かしていく。

イ) 区の骨格を形成する水辺とみどりの充実を図る。

区の外周を囲む河川や緑地、新宿御苑などのまとまったみどりを、「水とみどりの環」、「都市の森」と位置づけ、積極的にまちづくりに活かしていく。

#### 地区の個性を活かし区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

ア)まちづくり制度を活用し、地区の個性を活かしていく。

地区住民やその地区で活動する人々の意見や発想、その地区の歴史や文化等を活かして、地区計画制度等のまちづくり手法を積極的に活用し、地区の個性が輝くまちづくりを進めていく。

イ)地区で活動する人が地区の個性を創る担い手となる。

地区の個性を創り出していく担い手として、地区住民をはじめ、NPO、企業、大学等などを、まちづくりの主体として位置づけ、多様な主体との協働により、地区のまちづくりを進めていく。

ウ)それぞれの地区の住民が相互に連携する仕組みをつくる。

地区の実情や特性に応じた柔軟なまちづくりを進めるため、特別出張所所管区域を単位とした生活圏において、地区協議会をはじめとする地区のまちづくりを担う区民等の参画のしくみを育てていく。

## (2) 都市構造

都市構造は、まちづくりの方向に沿って目指すまちを実現するため、将来的な都市機能や都市施設の基本的な配置を示し、土地利用や都市交通等のまちづくり方針や地区別まちづくり方針の指針とする。

「都市構造」では、賑わいや交流を先導する地区を「心」、高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸」、都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりなどを「環」として位置づけ、暮らしと賑わいの交流創造都市の都市像を実現していく。

### 「心」

#### ア) 「創造交流の心」

新宿駅周辺は、国際的な情報発信力を持ち、様々な文化や産業が集積している。その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育てていくとともに、地域の人々や来訪者が交流しながらまちを楽しむことができるように、国際的な賑わいや交流を先導する「創造交流の心」として位置づけ、必要な基盤整備や環境整備を行う。

#### イ) 「賑わい交流の心」

交通の要所であるとともに業務・商業施設が集積している高田馬場地区、新宿通り沿道の業務・商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、賑わい・交流を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴・個性を活かしたまちづくりを進める。

#### ウ) 「生活交流の心」

大久保、信濃町、下落合、中井、落合等の駅を中心とする日常の生活圏の核となるエリアを、「生活交流の心」として位置づけ、生活に必要な情報や人の交流を先導する地区に密着したまちづくりを進める。

### 「軸」

#### ア) 「賑わい交流軸」

明治通り及び新宿通りから中央通り及びその沿道を、新宿区の賑わいや交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけ、個性的で魅力ある商業・業務機能の集積を図るとともに、沿道の街並みの整序や街路樹等を整備し、歩いて楽しい通りを形成していく。明治通りは、地下鉄13号線の開通を契機として、緑豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導する。新宿通りから新宿駅、新宿駅西口から新宿中央公園までは、魅力ある商業・業務施設の立地や沿道の街並みの整序などにより、歩行者の回遊性が高い魅力的な通りを形成していく。

#### イ) 「都市活動軸」

広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を、「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備による緑の充実及び沿道建築物の不燃化促進などを進めていく。

#### ウ) 「地区活動軸」

「都市活動軸」を補助する軸として、地区間の交流を図る主要な地区内幹線道路を「地区活動軸」とし、円滑な自動車交通の処理や歩行者空間の確保、沿道建築物の不燃化の促進などを進めていく。

### 「環」

#### ア) 「水とみどりの環(わ)」

都市に潤いを与え、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環(わ)」とし、水に

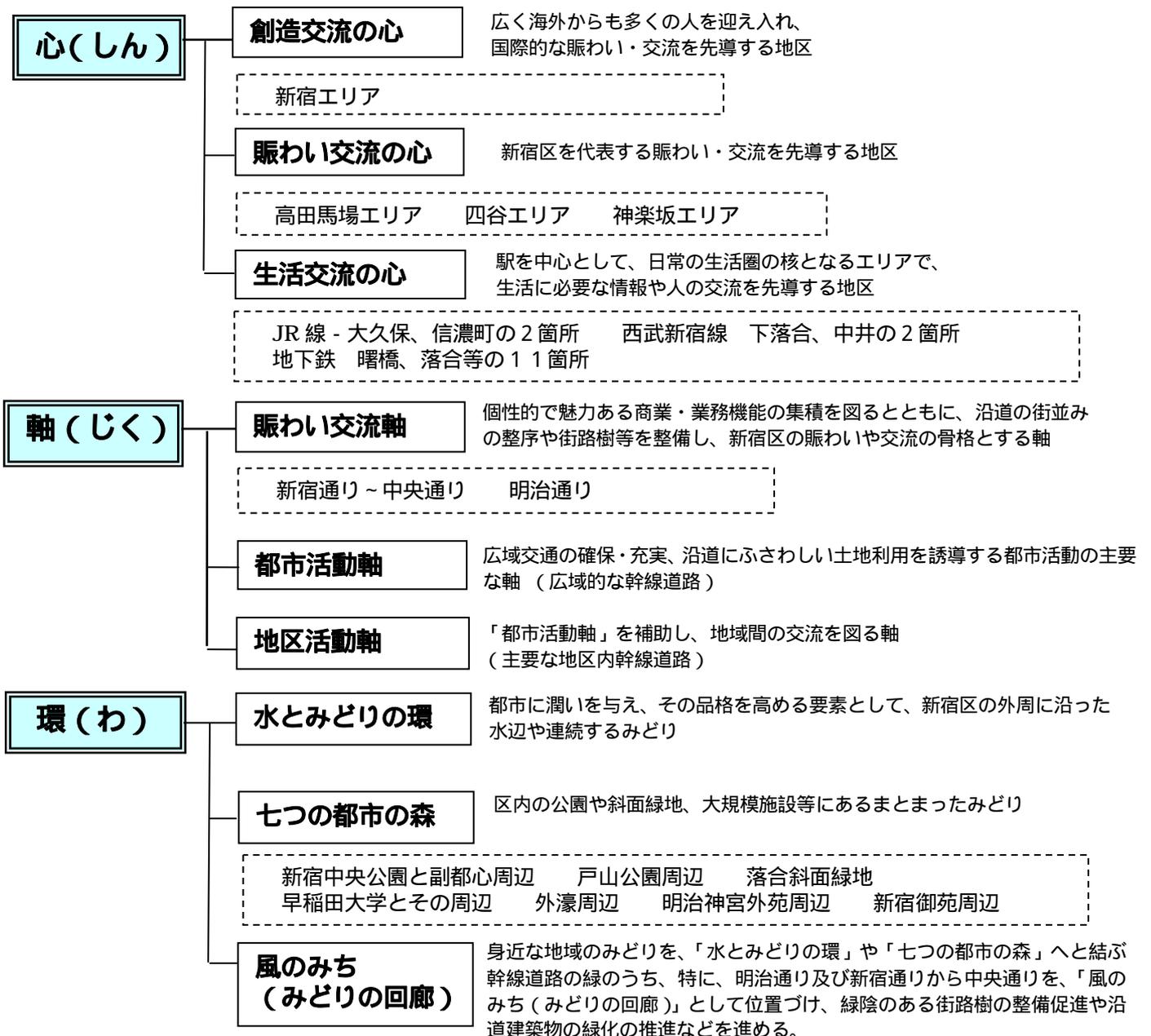
親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりの骨格を形成していく。

**イ)「七つの都市の森」**

新宿中央公園と副都心周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学とその周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全と拡充に努めていく。

**ウ)「風のみち(みどりの回廊)」**

身近な地域のみどりをつなげ、区の外周を巡る「水とみどりの環」やまとまったみどりの保全・拡充を目指す「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させる。特に、賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通り(副都心4号街路)沿道を、「風のみち(みどりの回廊)」として位置づけ、新宿御苑や外濠のみどり・水辺からさわやかな風を導き、緑陰のある街路樹の整備促進、沿道建築物の緑化の推進などを進めていく。



## - 2 - 2 まちづくりの方針

### 1 . 土地利用の方針

#### (1)基本的な考え方

新宿区の土地利用は、新宿駅西口を中心とする超高層の業務商業ビル群から落合の低層戸建住宅地まで、世界最大規模の繁華街から歴史の面影を残す風情ある商店街まで、懐が深く、多様性に富んだ土地利用がなされている。今後も、このような多様性を活かし、人々が住み、働き、学び、遊ぶ、都市のまち・都市の広場として、住・職・遊・学の機能が融合した複合的な土地利用を誘導していく。

そのために、住環境の保全とまちの安全性の向上、人と環境が調和した潤いのある市街地の形成に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用してきめ細かい土地利用の誘導を行っていく。特に、区内の約8割の区域に地区計画等を定めることを将来目標に、地区の特性を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでいく。

とりわけ新宿駅周辺は、先導的な業務機能を担う拠点として、また、商業、文化、居住機能等が集積する魅力ある都心として、都市機能の高度化と都市環境の更なる向上を図る。木造住宅密集地域においては、地区計画制度や東京都条例の新防火地域の指定等を活用し、建築物の不燃化や耐震化を推進し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりを目指していく。

#### (2)土地利用の方針

##### 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

低層住宅地区	戸建住宅を中心とする低層住宅等により形成されてきた地区 低層共同住宅等への建替えが進み、緑の減少が見られる。良好な住環境の維持形成を図り、緑豊かな住宅地としてのまちづくりを進めていく。	
	低層保全地区	保全型の地区計画の策定やみどりの憲章、緑地協定、建築協定などによる計画的なまちづくりの推進
	低層個別改善地区	地区のまとまりを維持しながら、適正規模の土地利用を誘導し、修復・改善型まちづくりの推進
低中層住宅地区	低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住機能と店舗、事務所等との適切な共存を図っていく地区。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図る。	
	低中層保全地区	戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、地区計画等を活用し整備
	低中層個別改善地区	地域特性を考慮した良好な住環境へと改善するため、地区計画等を活用し整備
	低中層基盤整備地区	木造住宅が密集した地域で、地区計画制度等を活用して建築物の不燃化や耐震化を推進し整備
中高層住宅地区	区画整理等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を図る。	
	中高層住宅整備地区	道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、住環境の維持向上と周辺環境と調和した建替えを誘導

( \* 低層は高さ10m程度、低中層は高さ20m程度、中高層は高さ30~40m程度以上を想定 )

## 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

創造交流地区	新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成を目指し、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図る。また、みどり豊かで快適なアメニティの中心として位置づけ、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図る。	
	国際的な中枢業務機能拠点	(新宿西口エリア)超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と多様な賑わい・交流空間の形成。特定街区や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用してオープンスペースの創出と賑わいのある街並みの形成 (新宿東口エリア)高度な商業集積、多様な魅力を持つ繁華街、異国情緒あふれる通りなどの特色を活かし、商業・業務機能と娯楽・文化・交流機能の融合 (駅周辺の回遊性の確保)駅周辺を回遊する歩行者動線を整備拡充し、広域業務商業地としての魅力向上
	都心居住推進地区	住・職・遊が近接し、業務・商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導
賑わい交流地区	地域の賑わい・交流の中心として、住宅機能と商業機能が融合し、地域の歴史や文化の香りを感じられる商業業務地の形成を図る地区(高田馬場駅周辺、四谷駅周辺、神楽坂周辺地域)。地域に根ざした商業・文化の拠点として、地域の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てる。	
生活交流地区	区内の各駅の周辺を地区の生活中心として位置づけ、周辺の商店街の振興、賑わいのある街並みの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進める。	
幹線道路沿道地区	幹線道路及び沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図るとともに、建築物の不燃化を促進し延焼遮断帯としての機能を強化していく。	
	賑わい交流骨格整備地区	明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道で、魅力ある商業業務機能の集積や歩行者空間の回遊性の向上を図り、賑わいや交流の骨格となるように誘導
	幹線道路沿道整備地区	利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能を強化

## 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

都市型産業地区	職住近接した産業環境と居住環境の調和を図り、都市型産業の共存する住・工共存型市街地の形成を誘導する。また、土地利用状況の変化に応じ、地区計画制度等を活用しながら、地域特性に合わせた適切な土地利用の転換への誘導を図っていく。
---------	---

## 都市の貴重なオープンスペースの保全

都市の貴重なオープンスペースの保全	大規模な公園	明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園等を、身近なオープンスペースとして、また、都市防災や都市気候の緩和、健全な生態系を維持する自然の拠点として、維持・整備を促進
	公共施設等のオープンスペースの保全と整備	大規模なキャンパスを持つ教育機関(大学や高校等)や大規模な病院、公共施設等のオープンスペースを、身近な都市のみどりとして、保全・整備を誘導

## 2. 都市交通整備の方針

### (1) 基本的な考え方

車から人へ、自動車が主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められている。新宿区内の自動車交通量は飽和状態であり、通過交通を適切に処理するための都市計画道路の整備を進めるといふ交通供給の施策とともに、使いやすい公共交通機関の整備や市街地への自動車交通を抑制する、交通需要管理の考え方を進めることが重要となってきた。

新宿区は、現状でも公共交通が便利なまちであり鉄道や地下鉄網の整備は一定の水準に達している。今後も、都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスサービス等の利便性の向上を図るとともに、駅施設や道路のバリアフリー化、乗り換えの利便性の向上、L R T等の新たな交通システムの検討などを進めていく。

また、新たな道路空間のあり方を検討し、道路を交通機能だけでなくイベントやオープンカフェなど多様な都市の活動の場として捉え、歩いて楽しくなるまちづくりを進めていく。

### (2) 都市交通整備の方針

#### 人にやさしい乗り物への改善

人に優しい乗り物への質の改善	公共交通の整備	鉄道網の整備	西武新宿線の混雑緩和、踏み切りの解消
		新しい交通システムの検討	コミュニティバスの運行、バスレーンの整備、タウンモビリティ、L R T（新型路面電車）等の導入の検討
	交通結節点の整備	駅施設の整備	駅施設及び周辺のバリアフリー化の推進
		駅前空間の整備	新宿駅東口や中井駅の駅前広場の整備

#### 人と環境に配慮した道路整備

幹線道路	広域幹線道路 (概ね幅員20m以上)	広域的な自動車交通の処理を担う道路 沿道建築物の不燃化を促進し防災性を高める道路	整備を促進すると共に延焼遮断帯となる沿道建築物の不燃化の促進 街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車レーンの設置、道路の無電柱化等を進め、歩道を快適に利用できる工夫
	地区幹線道路 (概ね幅員16m以上)	広域幹線道路を補完する道路 沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路	地区内の生活・交通環境に十分配慮した整備と緑化の推進 街路樹の整備や道路のバリアフリー化、道路の無電柱化等を進め、歩道を快適に利用できる工夫
生活道路	地区内主要道路 (概ね幅員8m以上)	地区内の主要な生活道路として地区の中心軸になる道路 コミュニティ空間を形成する道路	地区内の交通を処理するのみならず、地域の環境の向上や防災性の向上に資する整備 相互交通及び歩車道分離を原則とし、歩道のカラー化を図る等地域の環境に配慮した整備
	主要区画道路 (概ね幅員6m以上)	区画道路の中で主要なもので地区内主要道路を補完する道路、 緊急車両等の通行を確保する道路	車の速度を抑制する多様な方策と災害時の消防活動を考慮した整備 ランプや狭さく等の設置と一方通行などの交通規制と組み合わせた通過交通及び速度抑制

	区画道路 (概ね幅員 4 m以上)	歩行者や自転車等の日 常動線となる道路 緊急車両等の通行を確 保する道路	区の細街路拡幅整備条例に基づき整備 防災上・居住環境上特に整備が必要な地区は、 地区計画制度等を活用して、防災の観点から 整備
--	-------------------------	---	--

### 歩きたくなる歩行者空間の充実

歩きたくなる 歩行者空間の 充実	歩行者ネット ワークの整備	新宿駅周辺の回遊性を高める東西自由通路の早期実現 (新宿駅西口周辺)地下歩行者通路やペDESTリアンデッキ等、歩 行者ネットワークの整備拡充 (新宿駅東口周辺)自動車の流入規制、新宿通りのモール化の検討、 歩行者天国やオープンカフェ等道路空間の魅力的な活用の検討
	歩行者空間の 質的向上	道路のバリアフリー化、無電柱化の推進 公共サインの整備、休息場所の確保等人にやさしくわかりやすい道 づくりの推進 神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地区の歴史 や特性を活かした魅力ある歩行者空間の充実
	歩行者空間の 量的拡大	神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、神宮外苑、 新宿御苑等のまとまったみどりの散策路、及び歴史を偲ばせる坂道 など快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備

### 交通需要の管理

交通需要の管 理	生活道路内の 流入・速度抑 制	生活道路の通過交通・歩行の安全性の確保、交通規制と組み合わせ たランプや狭さく、歩道部分の明示などによる通過交通の抑制及び 速度の抑制
	交通アッセメ ント等の実施	市街地再開発事業等の大規模な開発や不特定多数が集中する大規模 な商業施設などの建設計画に際しての、事業者と道路管理者などが 連携した交通アセスメント等の実施
	自転車利用の 促進	駅周辺や大規模施設の自転車駐車場の整備、自転車レーンの整備促 進、身近で環境にやさしい自転車の活用の推進

### 3 . 防災まちづくりの方針

#### (1)基本的な考え方

東京を直下型地震が襲う可能性は極めて高いとされており、その対応は喫緊の課題である。火災や水害等も含めて区民の防災への関心は高まっており、災害に強いまちづくり、被害を軽減するための減災の取り組みが重要となっている。また、新宿区は、膨大な昼間人口を抱えていることから、企業で働く人や来街者・駅利用者に対する災害対策も求められている。

地震等の災害に強いまちにするため、道路等の都市施設や建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、幹線道路等の沿道の耐火建築物による延焼遮断帯の形成を進める。食糧等を備蓄する防災拠点の整備、広域及び一時避難場所の整備、避難路の整備等を進め、災害発生後の対策にも取り組む。また、約35万人といわれる帰宅困難者が災害発生後に避難できるように、広場の確保、飲料水や食糧の備蓄などを、市街地再開発事業等の大規模な建築計画等の際に整備を図っていく。さらに、膨大な昼間人口を擁する新宿区の特性に配慮して、駅・駅前広場の避難施設としての整備充実を図っていく。

また、公共や民間の事業者、区民の防災対策や意識の向上などを図り、「自助・共助・公助」の役割分担により、想定される事態への対策を進めていく。

治水対策では、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の総合的な整備を促進するとともに、ハザードマップ等により災害の情報を公開し、区民が日頃から防災意識を高めていくことができるようにしていく。

#### (2)防災都市づくりの方針

##### 災害に強い、逃げないで済む安全なまちづくり

災害に強い、逃げないで済むまちづくり	まちづくり	幹線道路等の沿道建築物の不燃化促進（防火地域指定の拡大、耐火建築物への建替えによる延焼遮断帯の強化） 防災再開発促進地区内の老朽木造建築物の建替えの促進、共同化による耐火耐震建築物への誘導、防災街区再開発事業促進 延焼シミュレーション等を活用した地域危険度の高い地区での住民意識の醸成
	道路	防災上重要な道路である都市計画道路の整備促進 道路整備と木造住宅密集地域の整備を併せた市街地再開発事業等の推進 細街路の拡幅整備による避難路の確保 幹線道路の歩道の無電柱化の促進 消火活動が困難な地域を解消するための幅員6m以上の主要区画道路の整備推進
	建築物	区内の建物の不燃化率を90%にすることを目標に、建築物の不燃化の促進 大規模な再開発時に一時避難場所や広場、食糧の備蓄庫、防火水槽などの地域の防災に資する施設の整備

## 建築物・都市施設等の安全性の向上

建築物・都市施設等の安全性の向上	建築物	新防火地域の指定による不燃化の促進、地区計画によるオープンスペースの確保や主要区画道路の整備 定期報告制度による建築物の適正な維持管理の誘導 耐震診断や耐震補強の補助制度による誘導
	都市施設	電気・ガス・水道等のライフラインの機能確保
	崖・擁壁の整備、落下物対策の強化	崖・擁壁の所有者・管理者に安全対策指導、ブロック塀の適正な維持管理指導及び生垣化の誘導 管理者の定期的な点検による落下物対策等の強化
	震災後の対策の強化	周辺自治体と連携した民間建築士の協力による応急危険度判定体制の確立 震災後の資料紛失に備えた諸資料のデータバンク化とバックアップシステムの構築
	駅・駅前広場の整備	新宿を訪れる人々の安全を確保するため、駅・駅前広場の避難施設としての充実

## 防災拠点と避難施設の充実

防災拠点と避難施設の充実	避難施設の充実等	避難所である小中学校の防災面の整備推進 公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備 避難所に下水道直結型トイレや多目的貯水槽の設置
	被災情報の把握と復興計画の作成	高所カメラや防災ラジオによる被災状況の把握や情報の提供 被災後の速やかな復興を図るための災害復興計画の策定

## 総合的な治水対策の促進

総合的な治水対策の促進	河川対策	100 mm/h 対応を将来目標に掲げ治水対策事業を促進 神田川、妙正寺川の 50 mm/h 対応の未整備区間の河川整備の促進 下水道幹線（第 2 戸山幹線等）の整備促進
	雨水対策など	学校の校庭等の公共施設や民間大規模施設の雨水流出抑制対策、建築物の地下階への雨水の流入防止対策の促進
	防災意識啓発	ハザードマップの公開

## 4. みどり・公園整備の方針

### (1) 基本的な考え方

みどり（緑を構成する樹木、樹林、草地などの植物などをいう。）や水辺（河川や外濠などの水面をいう。）は、風や気温の変化を和らげ、大気を浄化し、火災に強いまちをつくる効用を持つだけでなく、人々に潤いや安らぎ、憩いを与えている。持続的に都市の環境を健康で快適なものに維持していくためには、みどりや水辺を保全・創出し、都市の生活や活動の場に積極的に活かしていくことが必要である。また、新宿の地形や歴史・文化を「まちの記憶」として、次世代に継承していくことが重要である。

新宿区の外周を囲む水辺やみどりは、区民や新宿を訪れる人が快適に感じられる場として、さらに、ヒートアイランド現象の緩和などの環境面からも大変貴重なものである。この水辺とみどりを「水とみどりの環」とし、新宿御苑や明治神宮外苑など区内に残る貴重なみどりのまとまりを「七つの都市の森」とし、また、身近な地域のみどりをつなげ、これらと結ぶように幹線道路のみどりを充実させ、特に、明治通り及び新宿通りから中央通りの街路樹等によってできる緑陰を「風のみち（みどりの回廊）」とし、これらのみどりの骨格として捉え、みどりの充実に取り組む。

公園の整備においては、一人当たりの公園面積を5㎡にするとともに緑被率を1%上げることが将来目標として、魅力ある公園の整備拡充を進める。また、身近な公園や区の庁舎や小中学校などの公共施設、大規模な開発などにより生み出される公開空地などを、生活や活動の場の中にあるみどり（「コミュニティガーデン」地区の庭）として位置づけ、区民・事業者等と協働で、その充実や積極的な活用を図る。

既存の身近な公園については、有効利用を促進するため、計画段階から地区住民と協働で計画を練り、再整備を進める。また、維持管理などにおいても、区民と協働により、運営体制の確立を図る。

### (2) みどり・公園整備の方針

#### みどりの骨格の形成

みどりの骨格の形成	水とみどりの環	妙正寺川、神田川、外濠等の水辺を要所とした親水公園の整備 玉川上水を偲ぶ流れの創出 神田川に掛かる首都高速地下化等の検討と関係機関への要請
	七つの都市の森	新宿中央公園と副都心周辺、落合斜面緑地、戸山公園周辺、早稲田大学とその周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺の大規模施設のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりの積極的な保全・拡充 (落合の斜面緑地)地区の特性や住民の意思を踏まえ、地区計画制度や公有地の活用などによる保全・再生
	風のみち(みどりの回廊)	(明治通り、新宿通り、中央通りの幹線道路)緑陰となる街路樹を育て、みどりと風を感じる道づくりの推進 沿道の建築物の屋上緑化、壁面緑化、接道緑化の推進

#### みどりを残し、まちへ拡げる

みどりを残し、まちへ拡げる	みどりの記憶	旧藩邸跡地の公共施設や公園を中心としたみどりの保全創出、地区計画制度やみどりの保全協定、保護樹林制度等の活用を土地所有者や区民等との協働により促進
	みどりの保全・活用	大規模な敷地のまとまったみどりの保護樹木・保護樹林の指定グリーンバンク制度等を活用した保全・活用

	みどりの拡大・整備	みどりの条例の推進、ブロック塀の生垣化助成などによる接道緑化の推進、建築物の屋上緑化や壁面緑化の積極的な推進
	みどりのまちづくり	みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画制度を活用した、みどりのまちづくりの推進 市街地再開発事業等の大規模な開発計画における公開空地・広場等の地域に開放されたみどりの創出 商店会や町内会とみどりの協定を結ぶ等の地域の緑化の支援 道路管理者等への幹線道路等の街路樹・植栽の充実の要請 「りっぱな街路樹運動」の推進
	みどりの啓発	桜の開花やもみじの紅葉など、公園などのみどりの状況の区民等への周知PR みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動の支援

### 水やみどりに親しめる環境づくり

水やみどりに親しめる環境づくり	目に見える緑の整備	りっぱな街路樹運動の推進、壁面の緑化等、緑視の観点から目に見える緑の整備推進
	虫や鳥の住めるまちづくりの推進	地域に虫や鳥等の生息できる自然に近いみどりの再生や保全。 市街地再開発事業等の地区の面的な整備を進める際の、生物生息環境（ビオトープ）を含むまとまったみどり（公開空地・広場）の創出
	水辺の復活	玉川上水や神田川沿岸、湧水地などを、水辺に親しめる公園的空間として整備

### 生活や活動の場にある身近なみどりの充実

生活や活動の場にある身近なみどり（「コミュニティガーデン」地区の庭）の整備	オープンスペースの活用	地区にある既存の街区公園や庁舎・学校などの公共施設、寺社病院や大学などの大規模な敷地のみどり・オープンスペースの地域の開放されるみどりとしての整備・活用 市街地再開発事業等の面的な整備によって創出される公開空地や広場などの緑化 高齢者や障がい者等が地区内で歩いていける範囲に公園や緑地を確保する努力
	特徴ある公園づくり	地域の歴史・文化など「まちの記憶」を活かした公園の整備 漱石公園など新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備の促進
	公園機能の整備	ワークショップ方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」の推進 子供が公園で安全に遊べるように、子供の視線に立った防災・防犯に配慮した公園づくり 公園内の段差のスロープ化やだれでも利用できるトイレの設置等の整備充実、誰もが利用できる公園づくり
	公園の運営管理	近隣の公園を人々が気楽に集まれる場所として、地区の祭りやフリーマーケット等のイベントに開放するなど、地域コミュニティの拠点としての整備 地域に密着した公園の運営を行うための公園サポーター制度の拡充、地域に根ざした公園管理の推進

## 5 . 景観まちづくりの方針

### (1)基本的な考え方

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、区の外周を取り囲む神田川・妙正寺川・外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合地区の斜面緑地などに残されたみどりなど、変化に富んだ地形によって構成されている。その上に展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界限、落合のみどりあふれる閑静な住宅の街並みなど、多様で個性的な景観が形成されてきた。

その一方、経済性を重視した大規模で高層の建築行為等により、長い時間をかけて形成されてきた地域の街並みの調和や良好な景観が失われることも生じている。このため、区では、平成 18 年 3 月に区内の 8 割の区域に「絶対高さ制限（高度地区）」を導入し、地域の良好な環境の形成と街並みの調和を誘導してきた。

今後は、東京都・周辺区とも整合を図りながら、地区の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新に合わせた都市機能の強化や美しい景観を備えた都市空間の創出、江戸時代以来蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存と都市観光の視点も踏まえた活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの尊重とその周辺を含めた景観の整備等を進めていく。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来街者にとっても魅力的な都市景観の形成を図っていく。

### (2)景観まちづくりの方針

#### 地区の個性を活かした景観誘導

まちの記憶を活かす	土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化などの地区に刻まれた「まちの記憶」を活用した景観形成
変化に富んだ地形を活かす	区の変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑などの貴重なみどりを、区の景観の財産としていく景観形成
水とみどりを活かす	建築物の更新等によって失われがちなみどりの保全。 水辺やみどりを創出する建築計画の誘導 公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社のまとまったみどりの活用、都市に潤いを与え品格を高める街並み景観の形成
眺めを活かす	新都心の超高層ビルの眺望や絵画館などの歴史的建築物の眺望を大切に景観の誘導

## 賑わいと潤いのある景観形成の誘導

賑わいのある都市空間の創出	賑わい交流景観創造エリア	(新宿駅周辺)賑わいあふれる景観の魅力向上、風格のある超高層ビル群の景観形成、訪れた人がまた来たくなる居心地のよい景観形成、新宿に特徴的な超高層の景観形成についてガイドラインの検討 (高田馬場、四谷、神楽坂の各エリア)それぞれのまちの個性と界隈性を活かした質の高い賑わいのある景観の形成
	賑わい交流景観創造軸	(新宿通りから中央通り、明治通り)みどりあふれる快適な歩行者空間の創出及び沿道建築物等の景観誘導による、調和のとれた魅力あふれる沿道景観の形成
潤いのある景観形成	水辺の景観軸	(神田川、妙正寺川、外濠など)水辺の景観を活かした様々な活動と結びついた親水空間の創出、周囲の街並み・遊歩道などの整備
	みどりの景観ゾーン	「七つの都市の森」に位置づけている大規模施設のみどり、公園、斜面緑地などを保全すると共に、これらを連続させるようなみどりの景観ゾーンとネットワークの形成

## 区民等との連携による景観まちづくりの推進

区民等との連携による景観まちづくりの推進	区民との協働	地区の住民、事業者、企業、大学、NPOなど多様な主体との連携・協働 地区計画制度等のまちづくり制度を活用した地区の個性的な景観の維持・創出
	景観行政団体	景観法に基づく景観協議会の活用、景観形成重点区域の指定等の検討 景観協定の活用、景観整備機構の指定等の区民等への周知
	広域的な景観誘導	道路や河川など連続する景観の形成など広域的な景観形成が必要な地域における、東京都や隣接する区と連携した広域的な景観誘導の推進

## 6 . 住宅・住環境整備の方針

### (1)基本的な考え方

新宿区内には、落合地区のような戸建住宅の多い地域や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在している。また、良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域のように防災性が低く住環境に課題のある地域も多く、区内の交通利便性等を反映してワンルームマンションの建設も盛んである。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、住み続けられ、子供を育てられる住環境の整備に取り組む必要がある。民間の盛んな住宅供給を適切に誘導し、安定して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成に努めていく。特に、木造住宅密集地域においては、地区計画制度の活用や市街地再開発事業等のまちづくり手法や、東京都条例の新防火地域の指定等を活用して、防災性の向上と住環境の改善を図っていく。

また、区民のそれぞれのライフスタイルを尊重し、安全で快適に住み続けられるユニバーサルデザインに対応した住宅の支援や、単身世帯や高齢者等の住まいの安定確保を図り、住み続けられる住宅・住環境の支援に努める。

### (2)住宅・住環境整備の方針

#### 安心して暮らせる住まいづくり

安心して暮らせる住まいづくり	災害に備えたまちづくり・住まいづくり	市街地再開発事業や街区再編まちづくり制度等のまちづくり手法の活用、地区計画等による道路基盤等の整備とまとまりのある住宅の誘導 耐震診断・耐震改修の支援による建築物の耐震化
	防犯性の向上	住宅設計等における防犯性の向上、防犯カメラの設置や街路灯の整備、パトロール、挨拶・声かけの励行や警察との連携
	健康に配慮した住宅の普及促進	環境負荷を減らし地域温暖化を防ぐための環境共生住宅の普及 住宅の性能表示制度の活用の促進

#### 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

住生活の豊かさを実感できる住まいづくり	分譲マンションの適正な維持管理・再生支援	集合住宅の良好な維持管理を推進するための相談事業等による指導や啓発・再生への支援 ワンルームマンション条例等による高齢者向け住宅の供給誘導 住環境の向上・管理の適正化による地域コミュニティへの参加意識の醸成
	ユニバーサルデザインの促進・住宅の質の向上	住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事の斡旋などの既存住宅の良好な維持・改善を推進するための支援 ユニバーサルデザインに基づいた良好な住宅づくりの促進
	多様なニーズに対応するしくみ	多様な居住ニーズに対応するコレクティブハウスなどの新たな居住形態の誘導・支援 ライフステージに応じて多様な住み替えができるような支援体制の整備の検討

### 安定した居住を確保できるしくみづくり

安定した居住を確保できるしくみづくり	高齢者の住まいの安定確保	高齢者の入居を拒まない住宅の普及を図るため、高齢者向け住宅の整備誘導・情報提供
	子育てできる居住環境づくり	良好なコミュニティができるような多機能・子育てスペースの確保の検討 子育てファミリー世帯の定住化と子育てに適した環境整備の促進。 一人親世帯等が安心して生活を営める環境づくり
	セーフティネットの機能の向上	区営住宅が区民のセーフティネットとして有効に機能するような管理の適正化・効率化の推進 老朽化した区営住宅等の建替えや修繕の促進による良質な住宅ストックの維持

### 地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり	地域主体の住環境づくり	地区計画制度等を活用した地区の住民等が主体となる良好な居住環境の形成、地域の環境整備、コミュニティの形成
	外国人居住者との共生	生活情報の周知、NPOや地域コミュニティ団体などとの連携による身近な生活領域での多様な交流

## 7. 人にやさしいまちづくりの方針

### (1) 基本的な考え方

生活する人、働く人、障がい者、高齢者、外国人など、すべての人を社会の一員として包含するまちづくりを進めることが求められている。

交通ターミナルの拠点としての特性を持つ新宿区として、区内の鉄道や地下鉄の駅舎、公共交通、道路等のバリアフリー化を促進し、自由に行動できる都市空間づくりを目指していく。特に、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区は、交通バリアフリー法に基づく「重点整備地区」として指定されたことを踏まえて、積極的に公共交通機関の改善や人にやさしくわかりやすい道づくりを進めていく。また、区内の活発な住宅供給を踏まえ、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導し、誰もが住み続けられる住宅づくりを進めていく。

また、地球環境を守るため、大気汚染などの環境汚染や地球温暖化の防止対策、身近な生活領域からの環境への負荷の軽減などを進め、持続可能な資源循環型のまちづくりに取り組んでいく。

### (2) 人にやさしいまちづくりの方針

#### だれもが住み続けられる住宅づくり

だれもが住み続けられる住宅づくり	バリアフリー住宅の整備	床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等の手すりの設置など、障がい者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備誘導
	住宅の住み替え誘導	区内に多く供給されている住宅の状況を踏まえた、家族世帯や高齢世帯、子育て世帯など、ライフステージの変化に応じた住宅の供給や住み替えの誘導

#### だれもが自由に行動できる都市空間づくり

だれもが自由に行動できる都市空間づくり	公共施設等の整備	だれもが利用しやすい、庁舎、病院、学校、劇場、レストラン、百貨店など公共施設・公共的な利用がなされる建築物の整備促進 出入口の段差の解消やだれでも利用できるトイレ等の整備
	人にやさしくわかりやすい道づくり	歩行者や車椅子使用者が安全に通行できる、段差がなく幅が広く平坦性を確保した歩道の整備促進 まちかど広場、休憩ベンチなどを設けた快適な生活道路の整備促進 身近な道路に愛称をつけるなどのわかりやすく親しみやすい道づくり 分かりやすい公共サインの整備促進 地区の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板の整備
	多様な主体との協働	公共交通、道路、駅舎等の公共施設の整備を福祉のまちづくりとして実現するための事業者・区民等との協働 福祉のまちづくり団体、NPOなどとの協働、活動支援

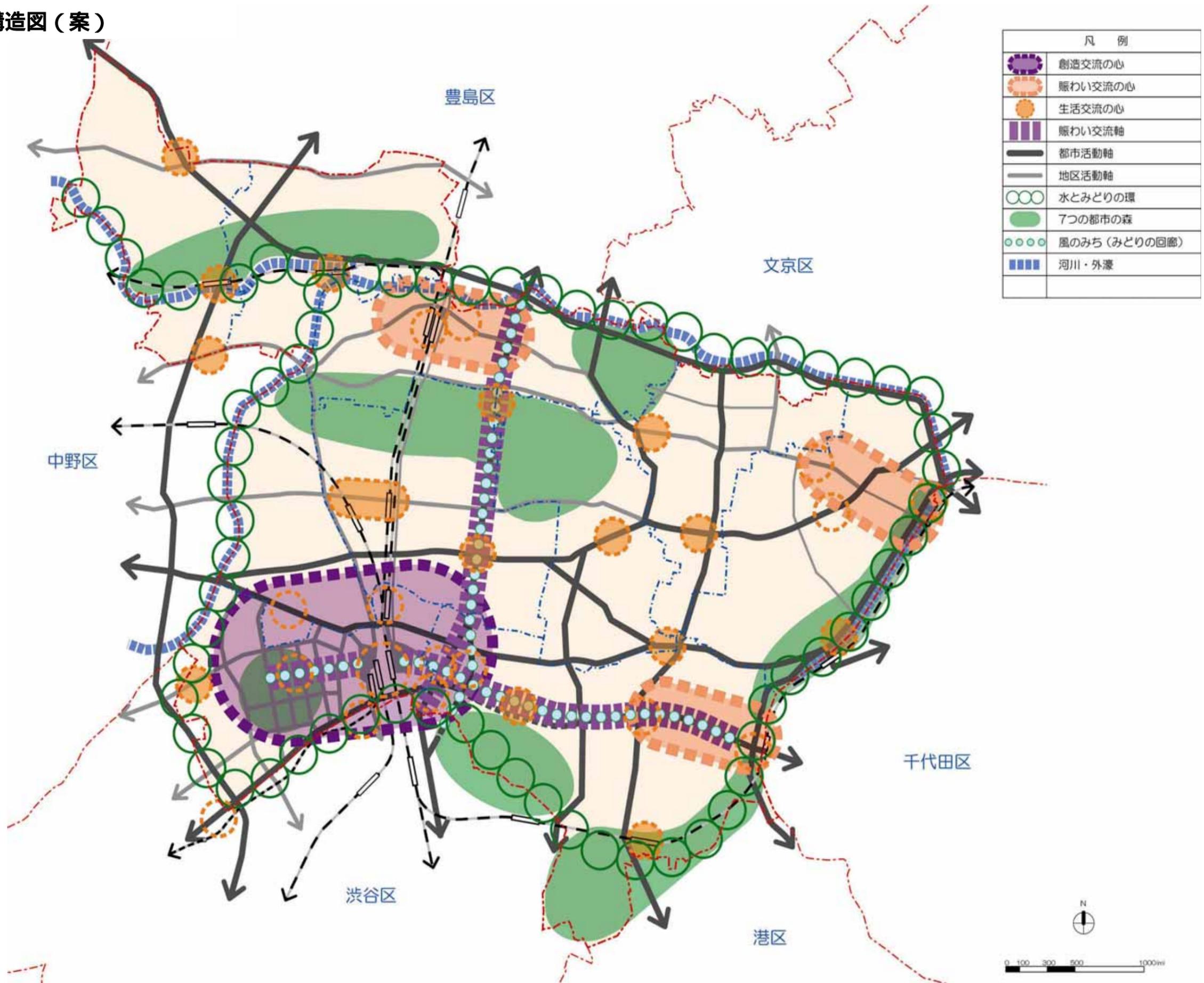
## 持続可能な資源循環型のまちづくり

持続可能な資源循環型のまちづくり	循環型のまちづくり	西新宿地区の地域冷暖房をはじめとする効率的な技術の活用 雨水利用や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用 環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー製品の採用 建築資材のリサイクル品の利用などの促進
	自然の保全	おとめ山公園などの湧水の保全・再生 庁舎や学校、寺社などの地区の身近なみどり(コミュニティガーデン「地区の庭」)の整備・保全
	良好な環境の整備促進	身近な地域のみどりと「水とみどりの環(わ)」などをつなぐ幹線道路等の街路樹の整備、みどりのネットワークの形成 建築物の接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化の推進

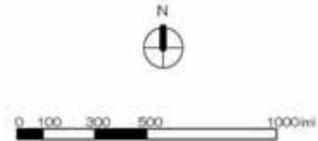
## 地球温暖化対策等の推進

地球温暖化対策等の推進	ヒートアイランド現象等の都市気候問題の緩和を図るまちの緑化の推進 大気汚染や道路渋滞による騒音・振動などの緩和を図る自動車交通の抑制と公共交通機関の整備促進 「新宿区省エネルギー環境指針」に基づく区内のエネルギー消費量の低減、区民や事業者の意識の向上に向けた周知啓発
-------------	---

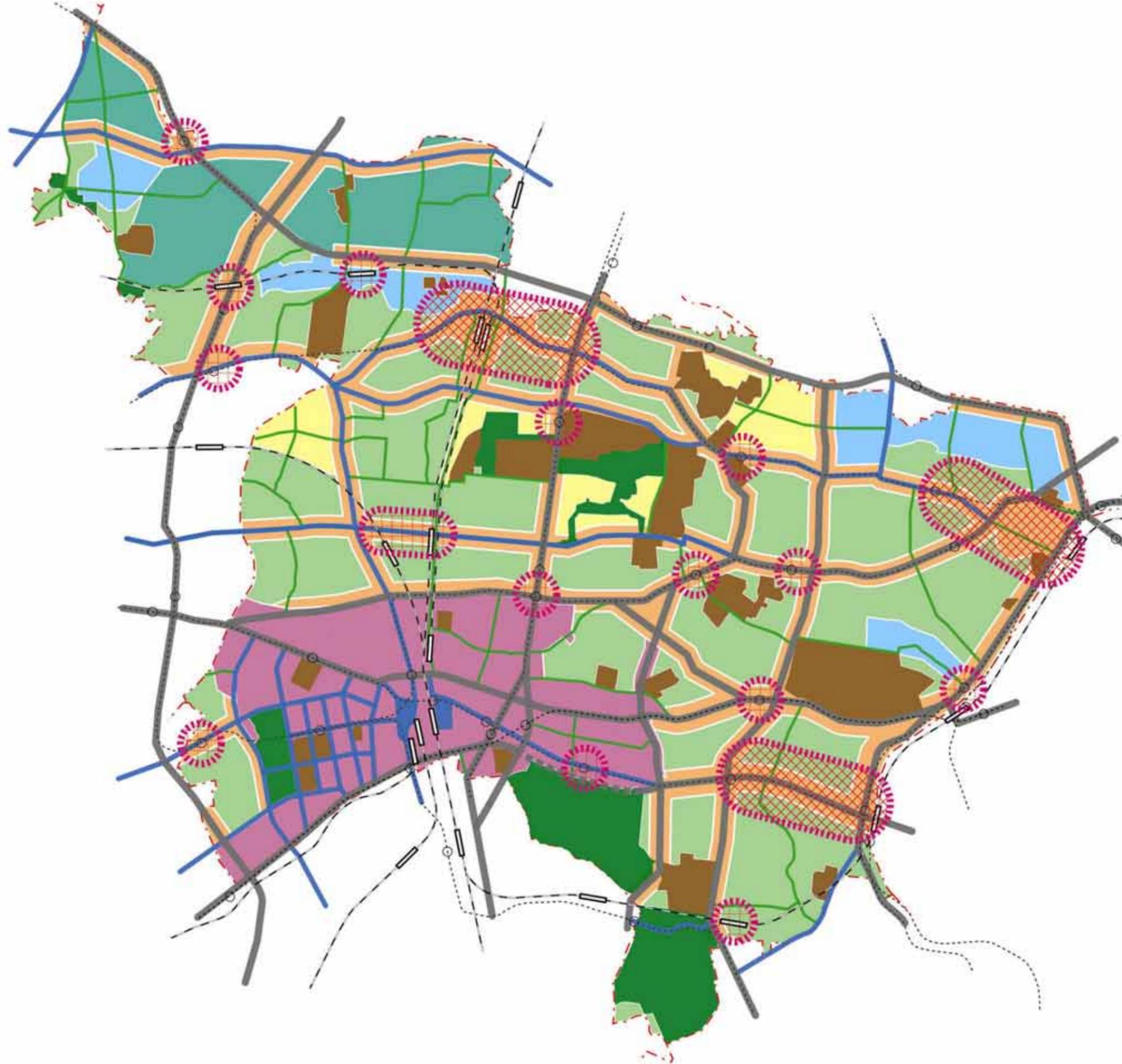
# 都市構造図(案)



凡 例	
	創造交流の心
	賑わい交流の心
	生活交流の心
	賑わい交流軸
	都市活動軸
	地区活動軸
	水とみどりの環
	7つの都市の森
	風のみち(みどりの回廊)
	河川・外濠



# 土地利用方針図（案）



凡 例	
	低層住宅地区
	低中層住宅地区
	中高層住宅地区
	創造交流地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道地区
	都市型産業地区
	大規模な公園
	大規模な公共的施設

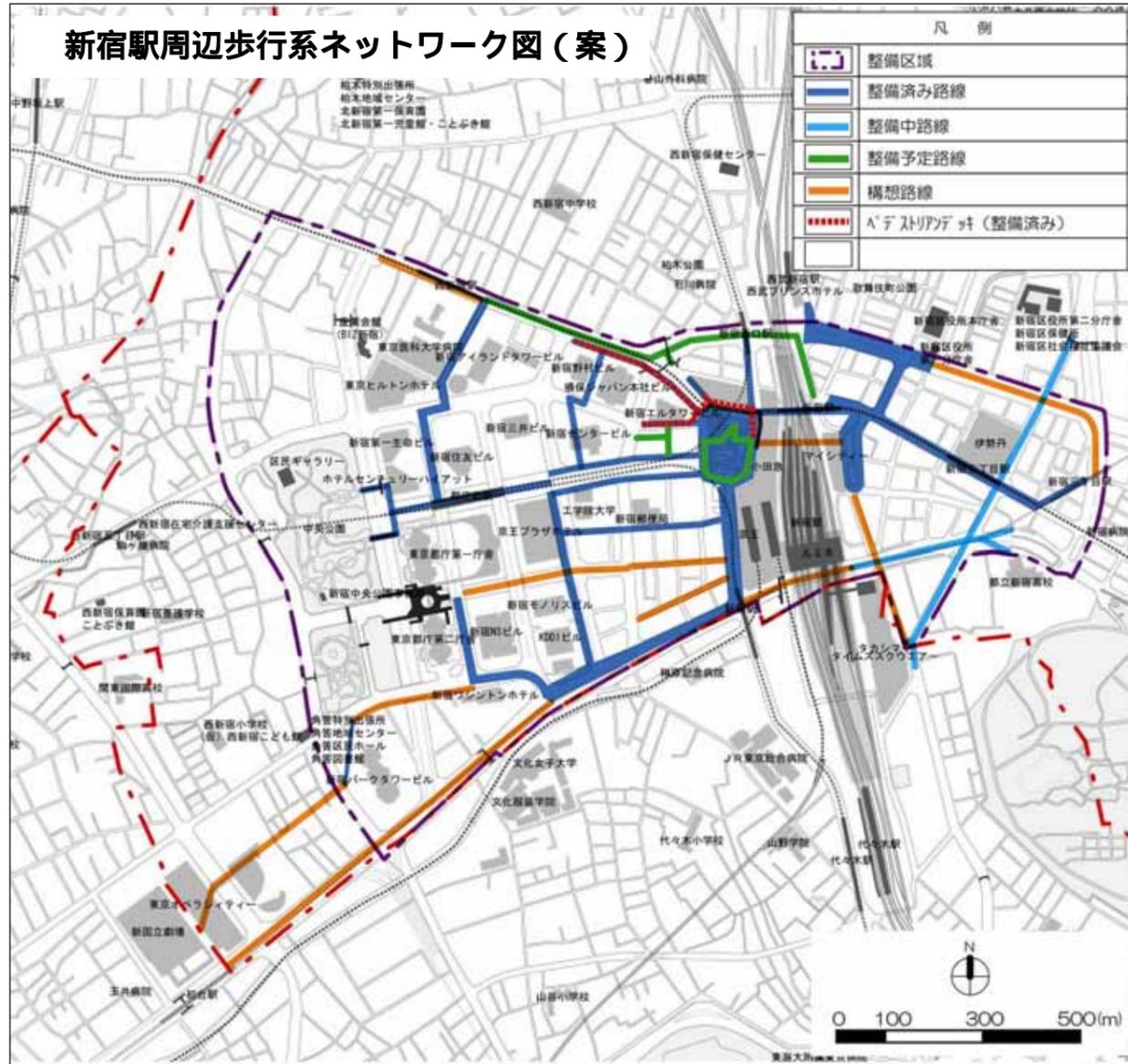
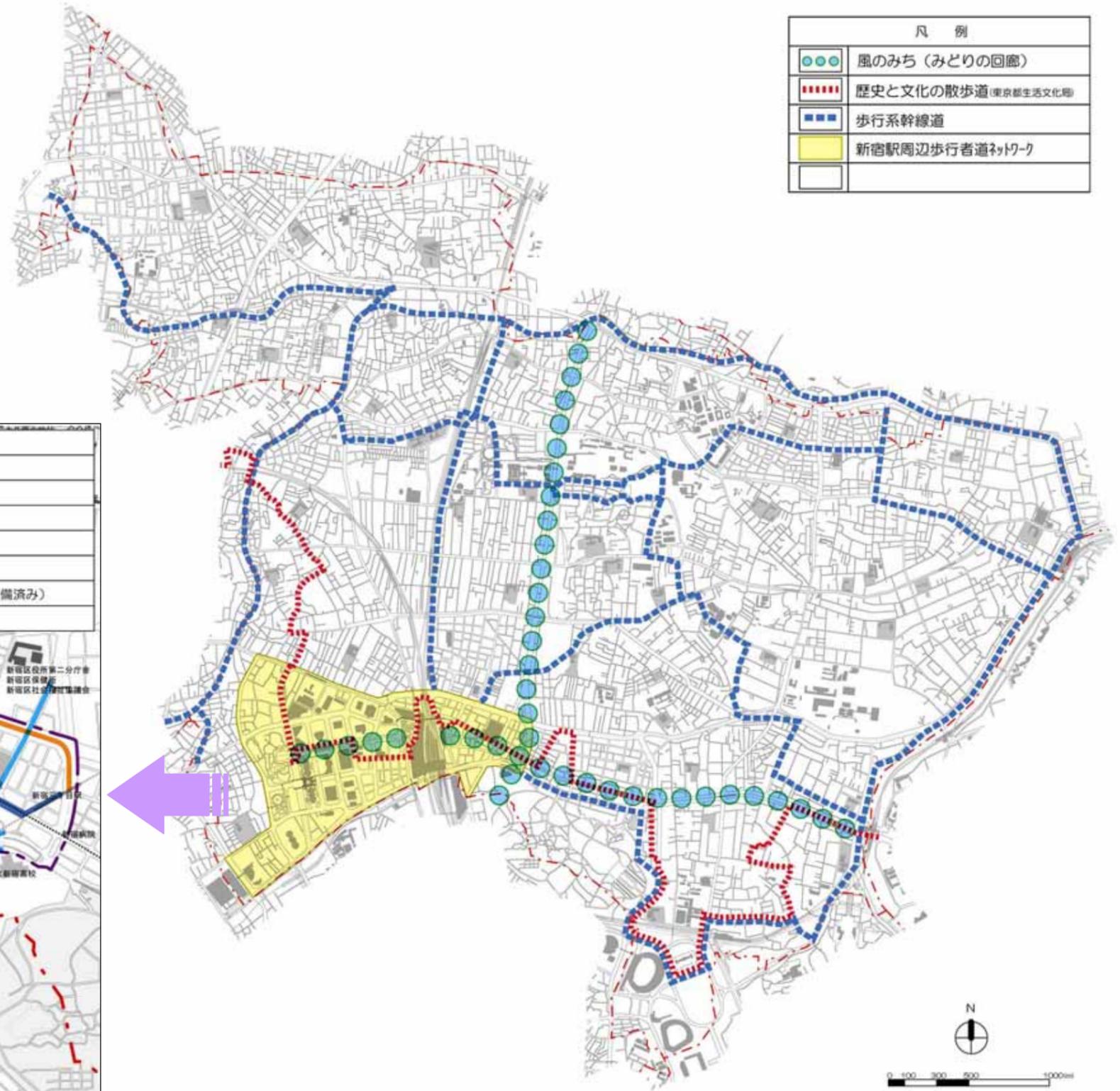


# 都市交通整備方針図（案）

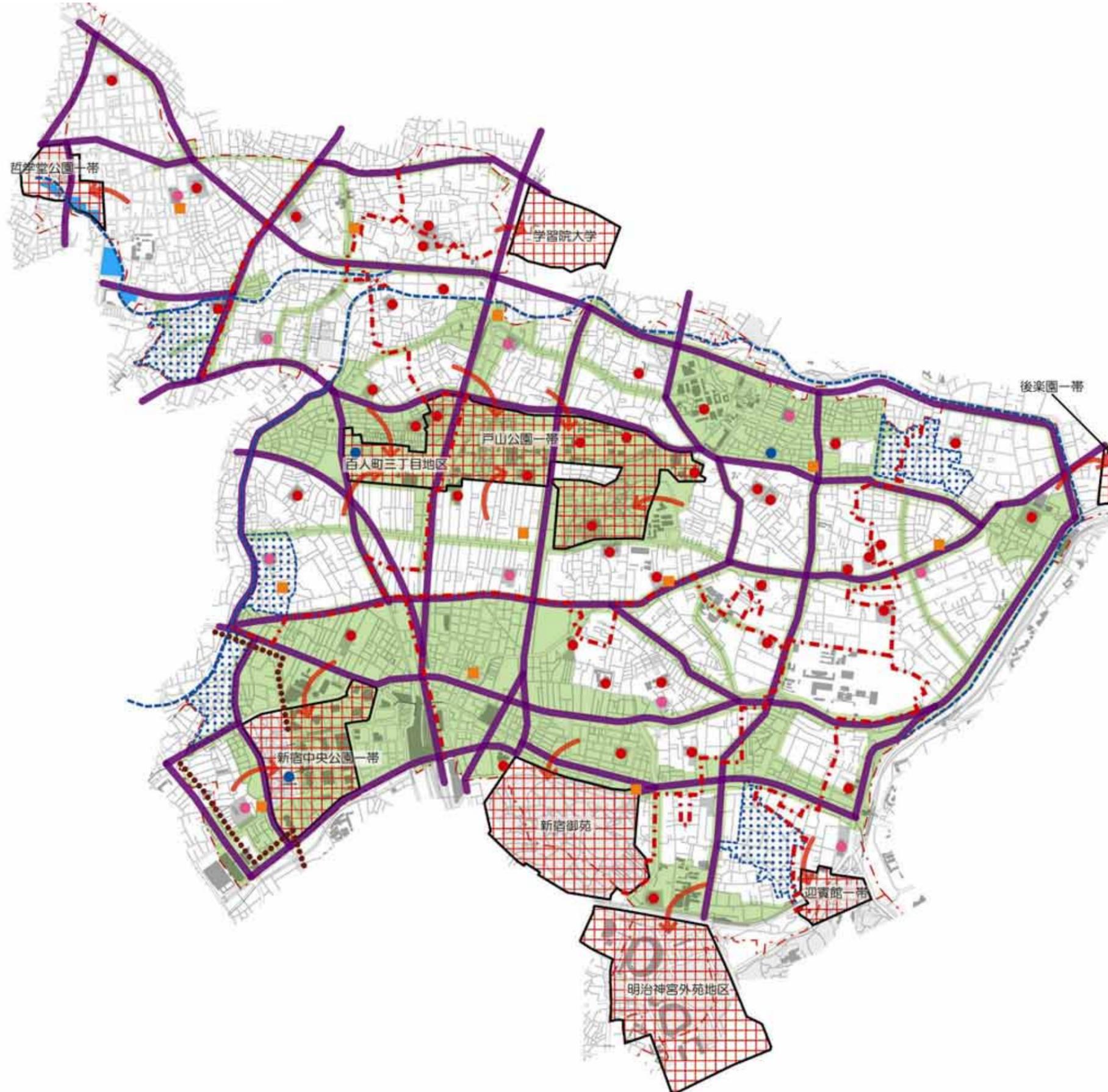


# 歩行系ネットワーク図(案)

凡 例	
	風のみち(みどりの回廊)
	歴史と文化の散歩道(東京都生活文化局)
	歩行系幹線道
	新宿駅周辺歩行者道ネットワーク



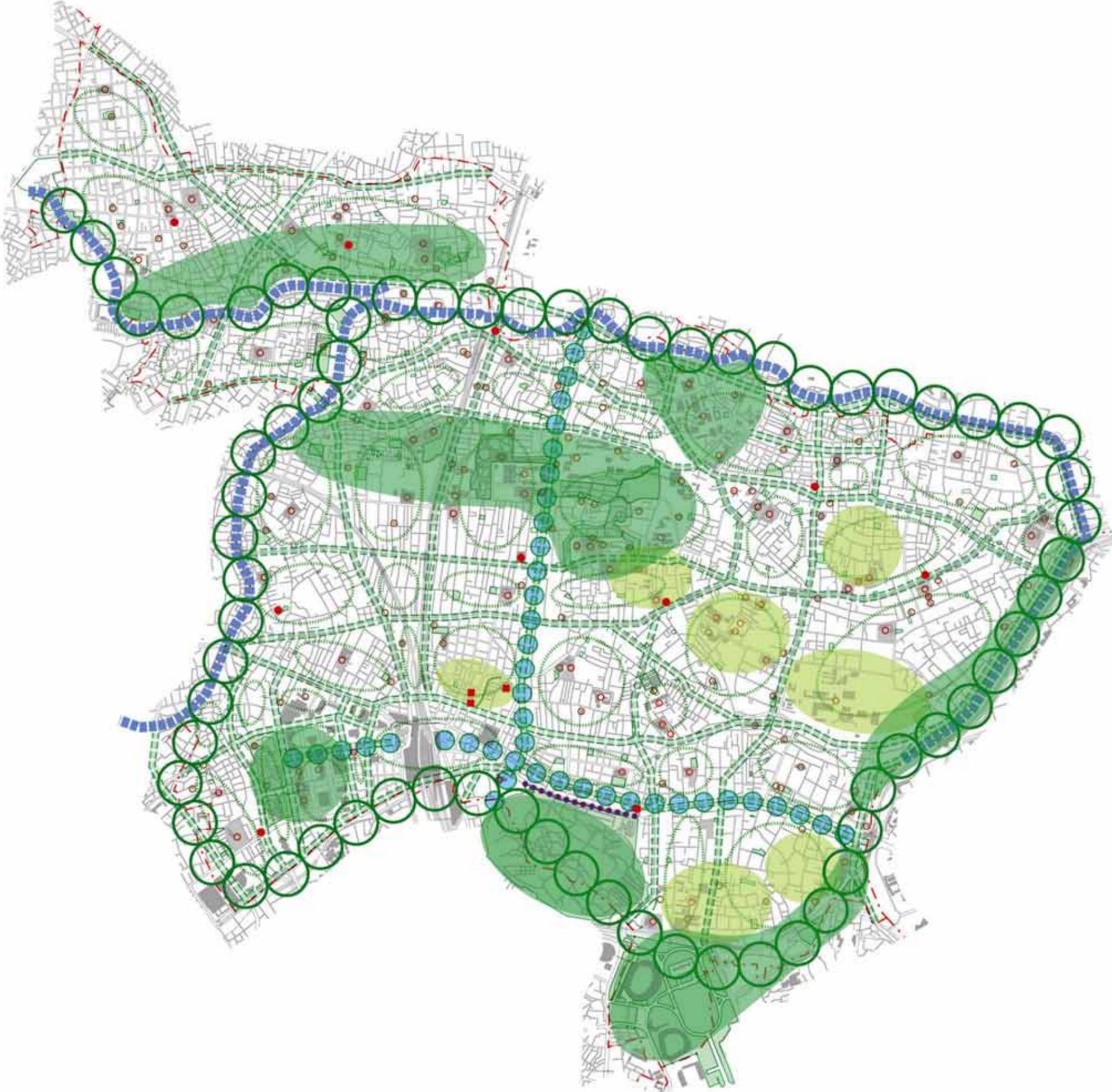
# 防災まちづくり方針図（案）



凡例	
	広域避難場所
	広域避難場所地区割
	防災再開発促進地区
	防火地域
	延焼遮断帯を形成する道路・鉄道
	避難道路
	避難所（学校）
	避難所及び医療救護所（小・中学校）
	区役所・特別出張所
	給水所・応急給水槽
	河川・外濠
	河川調節池



# みどり公園整備方針図（案）



凡 例	
	水とみどりの環
	7つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	みどりの記憶
	緑陰豊かな街路
	主な公園・主な緑地
	公園・緑地等
	河川・外濠
	玉川上水を慮ぶ流れの創出
	学校
	公共的施設（区施設、病院等）
	区役所
	特別出張所（10ヵ所）



# 景観まちづくり方針図（案）



凡 例	
	水辺の景観軸
	みどりの景観ゾーン
	賑わい交流景観創造軸
	賑わい交流景観創造エリア

